

福岡県医発第 2885 号（地）  
令和 5 年 1 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
（公 印 省 略）

### 医療機関からの日次報告の方法について（再周知）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 4 年 9 月 21 日付福岡県医発第 1724 号（地）及び令和 4 年 10 月 21 日付福岡県医発第 2051 号（地）にて貴会宛てご連絡したところです。

今般、福岡県保健医療介護部より、各医療機関における患者数の日次報告において、「届出対象外の数のみを報告している」、「日ごとの陽性者数報告を行っていない」、「日次報告のみを行い、発生届の提出を行っていない」事案が現在も見受けられることから、改めて下記の事項についてご留意の上、報告していただきたい旨、別添のとおり再周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、日次報告数と発生届出数の乖離が認められた場合は、必要に応じ、県行政より当該医療機関に連絡されますことを申し添えます。

### 記

#### 【留意事項】

- 陽性者数は発生届の提出の有無にかかわらず、医師（医療機関）が新型コロナウイルス感染症と診断した者の総数を報告いただくこと。発生届を提出した陽性者数を報告数から除外しないこと。
- 患者の居住地を問わず、新型コロナウイルス感染症と診断した患者数を報告していただくこと。
- 診療・検査医療機関及び検査協力医療機関でない医療機関においても、医師が新型コロナウイルス感染症と診断した場合には報告していただくこと。
- 発生届対象者については、発生届も忘れずに報告していただくこと。

#### 【報告方法】

別添、県通知をご参照ください。

公益社団法人福岡県医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会  
一般社団法人福岡県私設病院協会  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長  
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長  
(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

医療機関・健康フォローアップセンターからの日次報告の方法について（再周知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年9月21日付け4疾病第7662号「新型コロナウイルス感染症の全数届出見直しに伴う対応について」にて、全数届出見直し後における新型コロナウイルス感染症患者の日ごとの「総数及び年代別総数の報告（日次報告）」をお願いしております。

本件については、令和4年10月17日付通知にて再度お願いをしたところですが、現在も日次報告において『届出対象外の数のみを報告している』あるいは『日ごとの陽性者数報告を行っていない』事案、また、『日次報告のみを行い、発生届の提出を行っていない』事案が見受けられます。

つきましては、下記について留意し報告いただきますよう、貴会会員に改めて周知・徹底をお願いいたします。

なお、日時報告数と発生届出数の乖離が認められた場合は、必要に応じ、当該医療機関に連絡させていただきますことを申し添えます。

記

- ・陽性者数は**発生届の提出の有無にかかわらず**、医師（医療機関）が新型コロナウイルス感染症と診断した者の総数を報告すること。**発生届を提出した陽性者数を報告数から除外しない。**
- ・**患者の居住地を問わず**、新型コロナウイルス感染症と診断した患者数を報告すること。
- ・**診療検査医療機関等に登録していない医療機関においても医師が新型コロナウイルス感染症と診断した場合には報告**すること。
- ・発生届対象者については、発生届も忘れずに報告すること。

## 【報告方法】

### 1 日次報告について

#### 1) 報告対象者

**医師が診断したすべての新型コロナウイルス感染症患者**（発生届対象者、みなし陽性者を含む）

#### 2) 報告方法

- ・原則、HER-SYS 入力で報告
- ・「日時報告」の入力画面により日ごとの年代別の陽性者数を入力してください。
- ・HER-SYS に入力した当日の件数については、同日 24 時までは件数の修正が可能です。入力日の翌日以降は修正できませんので、次回報告する際に件数を調整し、入力してください。

#### ○HER-SYS 入力ができない場合

- ・やむをえず HER-SYS による入力ができない場合は、
  - 北九州市、久留米市の医療機関  
別紙様式を最寄りの保健所に提出してください。
  - 福岡市の医療機関  
まとめて一括入力をしますので、FAX：092-406-5075に送信していただきますようお願いいたします。
  - 県域（北九州市、福岡市、久留米市を除く。）の医療機関  
まとめて一括入力をしますので、FAX：092-725-2055に送信していただきますようお願いいたします。

### 2 発生届について

#### ○原則、HER-SYS 入力で報告

- ・「発生届等」の入力画面により必要事項を入力し、報告してください。

#### ○HER-SYS 入力ができない場合

- ・やむをえず HER-SYS による入力ができない場合は、  
**貴医療機関の所在地を管轄する最寄りの保健所に提出**してください。

#### ※ 発生届の対象者

- ① 65歳以上の方
- ② 入院が必要な方 \*診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断した場合も含まれる。
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与が必要な方  
又は、重症化リスクがあり、かつ、新たに酸素投与が必要と医師から診断された方
- ④ 妊婦の方

事務連絡  
令和5年1月13日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療機関・健康フォローアップセンターからの日次報告の方法について（再周知）

厚生労働行政の推進および新型コロナウイルス感染症対応につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者に係る報告については、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日事務連絡）において、患者の発生届の対象範囲を示すとともに、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師（医療機関）は、日ごとの当該「患者の総数」及び日ごとの当該患者の「年代別の総数」を報告（以下「日次報告」という。）するよう、お願いしているところです。

貴自治体におかれましては、日次報告に係る取扱について、代行入力者も含め、関係者に改めて周知していただくとともに、報告方法に係る役割分担を改めてご確認いただき、発生届を提出している者も含め日次報告が必要であることを徹底していただくよう改めてお願いいたします。

なお、次の方法により日次報告数の確認を行うことが考えられますので申し添えます。（下記①の集計を簡便に行うことができるよう、HER-SYSの改修を行います。）

（参考）日次報告の報告内容に関する確認の方法

- ① 一定の期間（1週間分など）を区切って、各都道府県において、発生届数を65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分ごとに集計。
- ② ①の集計値と日次報告の65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分の状況を確認（各医療機関ごとに個別に確認するのではなく、都道府県全体の大まかな数値を確認）
- ③ ②の確認の結果、数値に大きなずれが生じているような場合などには、必要に応じ、当該都道府県がHER-SYS上の日次報告の数値を修正。

※ 過去の日次報告の報告内容に関する取り扱いについて

- ① 令和4年9月26日から令和5年1月11日までの発生届を、日次別・年代別に集計したものを厚生労働省から各都道府県に提供。
- ② ①の集計値と日次報告の65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分の状況を確認し、都道府県全体の大まかな数値を確認。
- ③ ②の確認の結果、①の集計値に置き換えることが適切と判断した場合は、厚生労働省

に1月17日までに連絡。

- ④ 厚生労働省において、日次報告の65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分の数値に、発生届と日次報告の差分を加える処理を行う。

(照会先)

- ① 発生届の報告対象、発生動向の把握に関する事項  
: 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班  
variants@mhlw.go.jp  
03-5253-1111(内線 8062)
- ② HER-SYS (日次報告の内容の確認方法など)に関する事項  
: 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班  
corona-taisaku@mhlw.go.jp  
03-5253-1111 (内線 8071/8083)

【別紙】発生届の対象範囲と日次報告の報告範囲

(「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」(令和4年9月12日事務連絡)より抜粋・一部改変)

(1) 患者の発生届の対象範囲は以下のとおりであること

① 65歳以上の者

② 入院を要する者

※ 診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が判断した場合も含まれる。また、入院が必要と判断して発生届を提出した後、入院調整等の結果、入院しなかった場合は、発生届の取り下げを行う必要はない。

③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④ 妊婦

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師(医療機関)は、日ごとの当該「患者の総数」及び日ごとの当該患者の「年代別の総数」を報告(以下「日次報告」という。)すること。その際、発生届を提出している者も含め報告が必要であること。

※1 「患者の総数」とは、感染症法第12条に基づく発生届の提出の有無にかかわらず、医師(医療機関)で新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数を指す。

※2 「年代別の総数」とは、0歳、1～4歳、5～9歳、10～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳、65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分(以下「年齢区分」という。)による新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を指す。

※3 医療機関においては、発生届を出した場合には、当該発生届の対象者に係る日次報告も必要であることに留意すること。また、当該医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、健康フォローアップセンターの案内の有無にかかわらず、日次報告の対象として含める必要があることに留意すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者を診療しなかった日や休診日においては、医師(医療機関)は日次報告を行う必要はない。

※4 健康フォローアップセンターにおいては、医療機関を受診せず自己検査の結果をもって登録された者の登録者数を毎日年代別に集計し、報告を行うこと。また、医療機関を受診した者から連絡があった場合は、健康フォローアップセンターからの報告には含まないこと。